

事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年1月19日

案件名	小児医療費助成事業制度の拡充について							
所管	こども・若者未来	局区		部	子育て給付課	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	小児等の健康の保持と保護者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費を助成し、福祉の増進に寄与する。						
	効果測定指標	子どもを生み育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合				施策番号	1	
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	事業効果 年度目標		68.0				70.0	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	○小児医療費助成事業制度の拡充内容の検討
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事案概要

通院・入院でかかった保険診療による医療費について、医療証に記載の自己負担上限額を超えた医療費の自己負担分を助成【現在の助成制度】
 ○所得制限: 1歳以上あり(児童手当法基準)
 ○対象: 中学校3年生まで
 ○一部負担金: 小学生まで「なし」、中学生は「一部負担金500円/回」あり(市民税所得割・均等割ともに非課税の場合は「0円」)

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内調整						
	予算査定						
	交付申請等						
	事業実施						
別添庁議資料を参照							

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(費)									
うち任意分									
特財		別添庁議資料を参照							
国、県支税金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施に係る人工	A	方針決定次第、改めて算定し、要求							
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 真実の持続可能な開発	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とインフラの基盤をつくろう
	○		○						
	10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 つながり、持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	未定	定例会議	報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント		あり		時期	未定	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
少子化対策検討会議()	(4/21)少子化対策のこれまでの検討状況と今後の進め方など (6/8)取組の方向性など (7/13)取組の方向性や政策的な取組の検討など (10/14)少子化対策事業パッケージ案の検討など
ワーキング	(4/24)今後の進め方について (5/17)評価ツールによる分析結果のまとめなど (6/2)取組の方向性の検討など (6/16)少子化対策に係る事業案の検討など (7/22)事業案の検討、政策的な取組の検討など (9/8)政策的な取組の検討、事業パッケージ案の検討など (10/4)事業パッケージ案の検討など
有識者との意見交換	(8/9)相模女子大学・客員教授との意見交換
市まち・ひと・しごと創生本部会議	(8/25)取組の方向性を承認 (11/1)少子化対策の取組について承認

備考	【構成員】政策課、観光・シティプロモーション課、こども・若者政策課、こども・若者支援課、保育課、子育て給付課、こども家庭課、産業・雇用対策課、公園課、建築・住まい政策課、学務課、学校教育課、生涯学習課

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/8)</p>	<p>【事業開始時期について】 (政策課長)システム改修にはどれくらいかかるのか。 (子育て給付課長)資料上では令和4年度末から改修等の打ち合わせを始めて令和6年10月施行と示している。 ○(政策課長)4月から準備してよいとなれば、令和6年4月から可能ということか。 (子育て給付課長)改正内容が決定されないとシステム改修の内容も決まらない。一部負担金を撤廃するの否かでシステム改修の内容も変わってくる。条例改正をした後でないといけない事項もある中でこのように示させていただいた。</p> <p>【事業費について】 ○(政策課長)システム改修等の事業費はいつ分かるのか。 (子育て給付課長)今週末にシステム事業者との打合せを行う予定。 ○(政策課長)所得制限撤廃と合わせて、一部負担金を撤廃した場合の改修費の方が事業費としては高くなるのか。 (子育て給付課長)そのようになると思われる。</p> <p>【一部負担金の扱いについて】 ○(財政課長)財政的には一部負担金は残して欲しい。1.5億の差があり、これがランニングになる。一般財源であろうし、後年度負担も考えなくてはいいけない。もともと500円の負担があるなら、所得制限撤廃だけでもよいのではないか。 (子育て給付課長)一部負担金を設定している自治体が、県内にほばない状況である。「子育てするなら相模原」とPRしている中、本市はどう考えるかということである。政策的に決定する必要があると思っている。今年度に入り東京都、川崎以外にも全国的にこの制度を拡大する動きが急になっている。しかも目立つ。そのあたりを総合的に考慮して判断する必要がある。東京都下の各市、多摩地区も着々と制度拡充している中、本市は乗り遅れている状況。 (経営監理課長)一部負担金を継続することにより職員の事務負担があるのか。 (子育て給付課長)ある。市民税非課税世帯からは一部負担金をいただいていないのでその分の管理は継続しなければならない。所得制限と一部負担がなくなればその分、事務負担は減る。</p> <p>【その他】 (政策課長)事業費、スケジュールも含め、もう少し時間をかけて審議したいので、継続としたい。人件費面からのアプローチもあるとよい。様々な切り口で議論した方がよいだろう。戦略会議にも上がっていくと想定されるので、当初予算なのか、補正予算なのかという議論もあることから、もう少し議論してまいりたい。</p> <p>(結果)継続審議とする。</p>
<p>調整会議の 主な議論 (1/5)</p>	<p>【必要人工について】 ○(人事・給与課長)制度拡充により人工はどのようになるのか。 (子育て給付課長)所得制限を撤廃し、一部負担金を撤廃した場合、令和8年度に現状より1人工減できると考えている。一部負担金を残す場合は令和8年度以降も現状と同じ定数が必要である。 (人事・給与課長)来年度4月1日からの増員については、この段階では難しいと考えている。 (子育て給付課長)拡大内容の方針が決まらなるとスケジュールもみえてこない。スケジュールがみえてくれば人工も決まってくるということで理解していただきたい。</p> <p>【一部負担金の扱いについて】 ○(総務法制課長)一部負担金の撤廃は中間所得者にも恩恵があると思われ、所得制限の撤廃は高所得者への対応とを感じるが、これまでの検討で所得制限は残し、一部負担金のみなしとする案は検討されたか。 (子育て給付課長)本制度については市民の声が頻繁に寄せられているが、圧倒的に所得制限撤廃の声が大きい。また他市の制度拡充の状況や社会全体で子育てするという観点からも所得制限撤廃が制度拡大内容の一番手と考えており、一部負担金のみ撤廃というパターンは検討していない。 (政策課長)少子化対策検討会議においても、大学の研究結果で一部負担金は残した方がよいとの文献も出ていることなどを踏まえ、所得制限は撤廃、一部負担金は残した経過がある。 (子育て給付課長)一部負担金については撤廃すればコンビニ受診を誘導するという説もあるが、一方で撤廃されてもコンビニ受診を誘導しないというシンクタンクなどの説もあり、諸説紛々で一概な結論は出せないと理解している。本市の財政状況を再度確認したいのだが、扶助費や単独事業として行っている扶助費の財政支出に占める割合は他市に比べても既に高い水準にあるということである。 (財政課長)そのとおりである。 ○(経営監理課長)県の拡充を踏まえれば、所得制限、一部負担金ともに撤廃することもできるのではないか。 (政策課長)そこは議論が必要であるが、後年度への負担も考えなければならない。少子化対策としては、この事業のみで解決できるとは考えていないため、他の施策に振り分けてパッケージで検討していく必要があると考えている。 (人事・給与課長)他市の状況を考えると、所得制限、一部負担金ともに撤廃が望ましいと考える。ただし、他の子育て施策に振り分けるのであれば、その考え方も理解できる。 ○(政策課長)これまでの議論を踏まえ、拡充内容は所得制限撤廃、一部負担金は残すこととし、今回提案のあった更新方法の変更を含めた内容に、資料を修正し、上部会議に付議したいがいかがか。 異論なし</p> <p>(結果)原案を一部修正し、上部会議に付議する。</p>

決定会議の
主な議論
(1/13)

【拡充内容について】

(総務局長)高所得者が恩恵を受けるよりかは、低所得者が安心して子育てできるようにすべきではないか。

(子育て給付課長)所得制限は親の収入の多い方で判断するため、共働き世帯と比べたときに仮に共働き世帯の方が世帯収入が高くても対象となるケースがあり、子育て世帯間に不公平感があることなどから、市民の声としては所得制限の撤廃を望む声がほとんどである。

(子ども・若者未来局長)社会全体で子育てをしていくという考え方。まずは、意見の多い所得制限の撤廃から始めたい。

(総務局長)世帯主が主に稼いでいた時代を前提とした制度であるため、制度自体が今の時代に合致していないのではないかと。

(総合政策・少子化対策担当部長)少子化対策はほかにも様々なメニューがあり、今回の制度がすべてではないため、所得制限の撤廃及び一部負担金ありの原案に賛同する。

【一部負担金について】

(財政担当部長)一部負担金の500円を減額する議論はあったか。

(子ども・若者未来局長)医療機関の事務の負担を考慮し、500円が妥当と考える。

(財政担当部長)一部負担金の額を下げてほしいという意見はあるか。

(子ども・若者未来局長)ほとんどなく、取るか取らないかのどちらか。一部負担金を下げるのであれば、負担をなくしてほしいという意見が出る可能性はある。

(市長公室長)本制度の対象者を高校生までにしない理由は、

(子育て給付課長)中学卒業後は働く子もいるため、義務教育である中学生までと考えている。

【財源について】

(市長公室理事)所得制限を撤廃するときの財源はどう生み出すのか。

(子育て給付課長)県の補助金が1億4千万円ほど増加する見込みであるため、それで一部を補う。

(政策課長)財源については、少子化対策検討会議において議論をしており、総合計画推進プログラムの経費の中で調整することとしている。

(市長公室理事)行財政構造改革に取り組んでいる以上は、財源の捻出についての検討が必要である。社会保障費全体の見直しについての議論も行いながら、事業の検討を行っていただきたい。

(結果)原案のとおり上部会議へ付議する。

小児医療費助成事業制度の拡充について

令和5年1月19日
こども若者未来局 子育て給付課

1. 政令市の状況(令和4年10月1日現在)

	対象年齢					所得制限	
	通院			入院		あり	なし
	小6	中3	高3	中3	高3		
政令市数	4	9	7	12	8	7	13
割合	20%	45%	35%	60%	40%	35%	65%

(1) 対象年齢について

○通院

- 中学校3年生までは、4市(札幌、川崎、岡山、広島)を除く政令市で実施

川崎市は、令和5年度中に中学校3年生まで拡大予定

令和5年度からは、札幌・岡山・広島市を除く全政令市で中学校3年生まで実施

- 高校3年生までは、7市で実施(新潟、静岡、浜松、名古屋、大阪、堺、北九州)

○入院

- 中学校3年生までは、全政令市で助成
- 高校3年生までは、8市で実施(新潟、静岡、浜松、名古屋、大阪、堺、神戸、北九州)

(2) 所得制限がある政令市

○通院

札幌、仙台、横浜、川崎、相模原、大阪、広島の7市

令和5年度中に廃止予定： 仙台市、横浜市、川崎市

○入院

札幌、仙台、横浜、相模原、大阪、広島の6市

令和5年度中に廃止予定： 仙台市、横浜市

令和5年度に所得制限があるのは、札幌・相模原・大阪・広島市の4市のみ

(3) 一部負担金がある政令市

	一部負担金																		一部負担金																												
	通院																		入院																												
	未就学児						小学生						中学生						高校生						未就学児						小学生						中学生						高校生				
年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18									
ある政令市数	7	10	10	13	13	14	14	16	16	16	17	17	17	14	14	14	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	3	3	3									
ない政令市数	13	10	10	7	7	6	6	4	4	4	3	3	3	6	6	6	1	1	1	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	5	5	5								

- 年齢による導入の有無、負担額の設定が自治体により全て異なる(1回あたり定額を負担、回数・金額に月額上限を設けて負担、医科・歯科で別額を負担など)

2. 神奈川県内の状況(令和5年1月10日現在)

	対象年齢					所得制限		一部負担金			
	通院			入院		あり	なし	通院		入院	
	小6	中3	高3	中3	高3			あり	なし	あり	なし
市町村数	1	30	2	30	3	12	21	4	29	0	33
割合	3%	91%	6%	91%	9%	36%	64%	12%	88%	0%	100%

(1) 対象年齢

○通院

- 中学校3年生までは、川崎市を除き全市町村で実施

川崎市は、令和5年度中に中学校3年生まで拡大予定

- 高校3年生までは、2町のみ実施(大井町、松田町)

○入院

- 中学校3年生までは、全市町村で実施
- 高校3年生までは、2町、1村のみ実施(大井町、松田町、清川村)

逗子・海老名・厚木市、開成町が、令和5年度に入・通院を高校3年生まで拡大予定

(2) 所得制限がある県内市町村

横浜、川崎(入院は所得制限なし)、相模原、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、秦野、大和、伊勢原、座間、開成町の11市、1町

町田市、八王子市は、所得制限「なし」。

○令和5年度中に廃止予定(7市、1町)

横浜市、川崎市、大和市、藤沢市、逗子市、小田原市、秦野市、開成町

○令和5年度以降に廃止予定(2市)

座間市、茅ヶ崎市(令和3・4年度に時限的に撤廃済み。継続予定)

令和5年度に所得制限があるのは、相模原・伊勢原市の2市のみ

(3) 通院の一部負担金がある県内市町村(入院は全市町村一部負担金なし)

横浜、川崎、相模原、茅ヶ崎の4市のみ

町田市、八王子市は、小学生以上に「200円/回」の一部負担あり。

○令和5年度中に廃止予定

横浜市、茅ヶ崎市(令和3・4年度に時限的に撤廃済み。継続予定)

令和5年度に一部負担金があるのは、相模原・川崎市の2市のみ

参考:町田・八王子市は、現行制度に加え、令和5年4月から高校生まで対象拡大(高校生は所得制限あり、一部負担「200円/回」あり)

3. 制度の拡充案

所得制限を撤廃する

- 養育者の所得に関わらず、医療費助成が受けられるよう制度を拡充することで、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりにつながる。
- これから子供を産み、育てたいと考えている方々や新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直し、社会情勢の変化に対しても医療への安心感を提供することで少子化対策に資することができる。
- 全国的に本制度の拡充の動きが活発化している中、令和5年度中で所得制限を設けているのは政令市では札幌・大阪・広島・相模原の4市。県内では伊勢原・相模原の2市のみとなる。

● 一部負担金について

- 制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、養育者に一定の負担を求める一部負担金は維持する。(中学生は通院1回500円までは自己負担)
- 低所得者への配慮として、市民税非課税世帯については、引き続き一部負担金は求めない。

4.影響額(扶助費)

【現行制度】 中学校3年生まで。所得制限あり(1歳以上)。一部負担金あり(中学生500円/回)

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	あり	なし	あり	70,924人	-	2,210,233,248円	-

【中学校3年生まで】

○ 所得制限なし、一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	あり	79,087人	8,163人	2,412,511,615円	202,278,367円

○ 所得制限なし、一部負担金なし(横浜市版)

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~中学生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	なし	79,087人	8,163人	2,566,905,448円	356,672,200円

【高校3年生まで】

→うち、12,982人(中学生)が500円/回 0円/回。影響がある対象は、計21,145人

○ 所得制限あり、一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	あり	なし	あり	83,032人	12,108人	2,400,743,054円	190,509,806円

○ 所得制限なし、一部負担金あり

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	あり	95,737人	24,813人	2,673,821,759円	463,588,511円

○ 所得制限なし、一部負担金なし【東京都(23区版)】

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	なし	なし	なし	95,737人	24,813人	2,947,890,938円	737,657,690円

【参考】 中学校3年生まで ○ 所得制限あり、一部負担金なし

所得制限		一部負担		医療証 交付者数	現行制度 との差	助成額	現行制度との差
0歳	1歳~高校生	小学生以下	中学生(500円/回)				
なし	あり	なし	なし	70,924人	-	2,156,157,248円	54,076,000円

(1) 財源について

- 小児医療費助成制度については、総合計画に基幹事業として位置づけられているほか、重点テーマのひとつである少子化対策事業の推進プログラムの基幹事業としても定める予定である。
- 県の小児医療費助成に対する補助金制度の拡充が行われる。
- 行財政構造改革プランに基づき、社会保障費を見直すこと等により必要な財源の確保を図る。

(2) 県補助金の対象について (令和5年度増加見込額 約1億4,000万円。見込額の変更の可能性あり)

- 1 所得制限(旧児童手当特例給付基準)の範囲内
- 2 通院は小学校就学前まで(未就学児) 令和5年度から12歳まで拡大
- 3 入院は中学校卒業まで
- 4 4歳以上、通院は200円/回、入院は100円/日一部負担金ありとする(一部負担金相当分は助成対象外)

本市と異なり、県は一部負担金の有無を所得の多寡で決めておらず、県の所得範囲内の対象者は、4歳以上であればすべて一部負担金ありとしている。



1の所得制限をいつの所得で判定するか？

未就学児(0～6歳)は**誕生月**

1～6月生まれ＝前々年の所得、7～12月生まれ＝前年の所得

就学児(小学校1年生～中学校3年生)は**診療を受けた月**

1～6月に受診＝前々年の所得、7～12月に受診＝前年の所得

これらの判定方法に変更の可能性あり
(特定日を基準日とする可能性あり)

県補助拡大の要綱改正に併せ、県がアンケートを実施中。要綱は2月確定予定

5. その他の影響

(1) 小児医療証の更新方法について

制度の改正に併せ、現在の月次更新から一斉更新へ変更する。

- 一部負担金の判定にあたり、基準日が必要であるが、現在の誕生月を基準とした月次更新では、兄弟姉妹間で所得判定年度が異なるため、一部負担金あり・なしに違いが生じる場合があり、市民にとってわかりにくい。
- 医療証の更新回数の減少により、封入封緘等作業委託料、会計年度任用職員の人件費等の費用削減が見込める。
- 基準日は、当該年度の市民税が確定する6月以降が望ましい。

[現行の県補助金の所得判定の関係図 令和6年度とした場合]

課税年度		令和5年度(令和4年中所得)											
		令和6年度(令和5年中所得)											
月		R 6 . 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R 7 . 1	2	3
所得判定年度 県補助	令和6年度 未就学児(誕生月)	斜線	斜線	斜線	緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑	緑
	就学児(診療月)	誕生日に関わらず、受診した月で判定する所得の年度が変わる											
	例1: 5月診療		斜線										
	例2: 9月診療						緑						

現在は月次更新。県補助金の所得判定基準を準用し、誕生月を基準に所得判定を行い、中学生は、その同じ所得年度で一部負担金の有無を判定している。

所得制限を廃止した場合

- 誕生月ごとに異なる所得年度であえて判定する理由がない(補助金申請対象は、別途、集計すればよい。事務作業)。
- 一部負担金が残るならば、一部負担金を判定する基準は必要(条例記載が必須)。
- 県要綱が、特定日を基準日とする判定に変更される可能性がある。

一斉更新(年次更新)に変更したい(横浜市、川崎市は一斉更新)

(2) 更新方法(月次・年次)に関わらず新制度開始時に生じる課題

1. 従前から所得制限範囲内の人への対応

【検討課題】

施行日に関わらず、すでに交付されている医療証を使用する()又は、施行日に併せて新しい医療証を交付する()

(例)10月1日施行日の場合、8月誕生月の人

すでに交付されている9月1日～8月31日の医療証をそのまま使用する 10月1日～9月30日の新しい医療証を交付する

2. 条例改正前に、従前制度で所得制限超過で対象外だった人(すでに資格消滅又は却下通知済みの人)への対応

施行日に併せて新しい医療証を交付するため、条例改正後、新制度の施行までに勧奨通知と申請書を送付

【検討課題】

有効期限の末尾をいつにするか(誕生月の月末又は、特定の基準日)

一部負担金がある場合は、いつの誰の所得で一部負担金の有無を判定するか

一部負担金が残る場合、医療証発行前に従前制度と同様の確認作業が必要

3. 条例改正後、施行日までに誕生月を迎える人及び転入者で、従前制度で所得制限超過で対象外になる人(条例改正後に資格消滅又は却下通知が送付される人)への対応

施行日に併せて新しい医療証を交付するが、施行日までは一旦、消滅又は却下となるため、施行日までの資格停止を通知(従来の消滅・却下通知を送付した場合、再申請が必要となり、市民に混乱を生じさせることを避けるため)

【4月1日施行日を避けなければならない理由】

3月は、従来の月次更新を行いつつ、小学校6年生から中学校1年生となる小児に対し、一部負担金の記載された医療証を交付するため、通常の誕生月更新の医療証発行に加え、発行回数が1回増える月である。

また、転入・転出者が多く、システムの年度切替など通常業務の整理にも時間や注意を要する月であり、年度の変わり目に新制度を導入することは、窓口や実務により多くの混乱を生じさせ、市民生活に影響を生じさせる可能性が高く、避けなければならない。

【10月1日に新制度を施行したい主な理由】

所得制限を撤廃したにもかかわらず、一部負担金の扱いが同家族の兄弟姉妹間で生じるのは納得を得られない。したがって、一部負担金免除の基準となる市民税非課税か否かを判定する時期は、小児の誕生日を基準として判定していた月次処理から特定日を基準とする年次処理へ変更する必要がある。

市民税は6月中にほぼ確定されるため、6月下旬に拡大対象者への勧奨通知と申請書を発送し、7月から8月に返送された申請書の受理と審査、オンライン判定の検証、9月に新しい医療証の発行・送付を行い、10月1日からの施行としたい。

(3) 具体的な作業内容

意思表示前に必要な事項(三師会、病院協会等の調整)

- 庁議による意思決定(改正内容、開始時期)
- 三師会(医師会、薬剤師会、歯科医師会)、病院協会への説明と調整、周知
平成30年10月改正時は医療審議会諮問前に18回調整

条例改正前に必要な事項(条例・規則改正、審査支払機関、パブコム、システム改修等の調整)

- パブリックコメント
- 地域保健医療審議会へ諮問・答申
- 民生部会
- 条例改正、規則改正
- 福祉システム改修の調整(仕様、予算確保)
 - ・ 一部負担金及び費用区分判定計算の仕様、公費負担者番号の修正などオンライン資格管理画面の修正
 - ・ 未申告時の費用区分判定、条例改正後の所得超過者の資格喪失履歴の変更、消滅通知書のレイアウト変更などバッチ処理資格更新の仕様変更など
- 審査機関(国保連と支払基金)へ制度説明、システム変更、費用負担、県内医療機関への周知方法等確認
- 対象者増加による償還申請増への対応準備(委託料、PC台数、マニュアルの見直し、作業部屋の確保等)

改正内容により変わる

施行日を条例改正後、半年とする理由(システム修正 対象者へ申請書発送 申請書の返却 審査 医療証発送)

- 福祉システム改修の調整(仕様、予算確保)
 - ・ 拡大対象者の抽出及び申請書の印字、医療証印刷用CSV出力対応など勸奨機能の仕様変更
 - ・ 県補助金対応用統計バッチ処理、医療証の仕様変更、償還誤払い対応などオンライン給付画面の修正
- 拡大対象者(所得超過者)の申請書と勸奨通知の封入封緘委託
- 拡大対象者(所得超過者)の申請書の受付入力・審査委託(返送郵送物の受付、システム入力)
- 医療証の印字及び封入封緘発送委託
- 市内医療機関と柔整師会等へ周知文封入封緘委託(個別通知とポスター)
- 制度改正後の償還払い事務、過誤調整事務における資格確認、審査基準の整理とマニュアル作成
- 庁内関係部署(保育課、学校給食課、学校保健課、各子育て支援センター、各区民課、各まちづくりセンター、国際課)との調整

【平成30年10月中学生拡大時のスケジュール】
 ・加山市長の公式HPにおいて拡大公表(H28.5)
 ・平成30年4月拡大について市長説明(H28.10.5)
 ・関係課長会議(H28.10.28)からはじめ、政策会議(H29.3.27)にて平成30年10月実施に決定

平成29年8月市地域保健医療審議会に諮問
 平成29年10月地域保健医療審議会
 平成29年12月議会民生部会
 平成30年3月議会条例改正

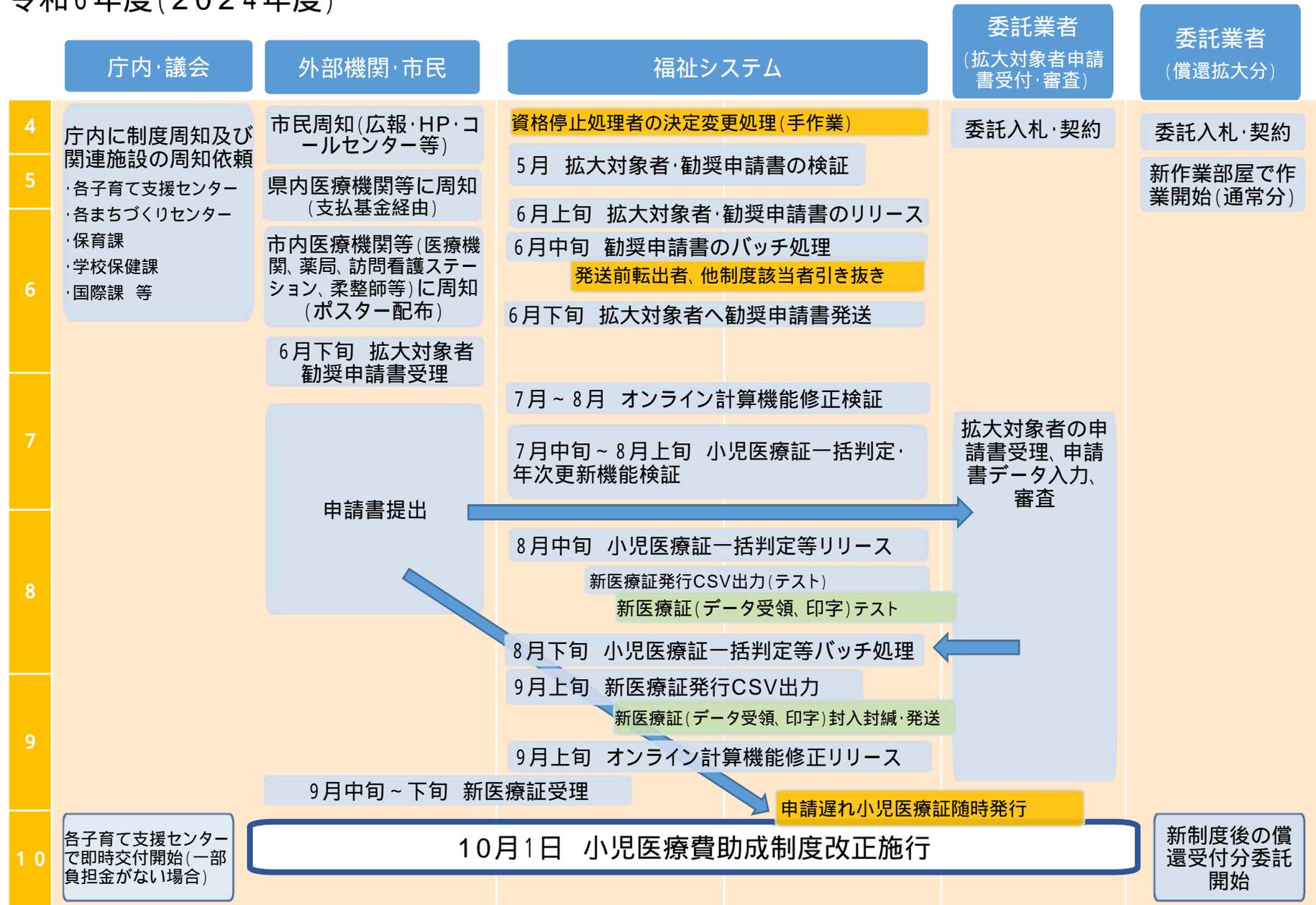
平成30年改正時 調整経過		
医師会	会長他(計9回)	H29.4.12～5.29
	理事会	H29.6.1
歯科医師会	新旧会長	H29.6.7
	理事会	H29.7.21
薬剤師会	会長	H29.6.21
	理事会	H29.6.21
病院協会	会長	H29.6.13
	理事会	H29.6.28
	事務長部会	H29.6.14
医療審議会	会長	H29.6.9

6.スケジュール(案)

令和5年度(2023年度)

	庁内・議会	外部機関・市民	福祉システム	委託業者 (拡大対象者申請書 受付・審査)	委託業者 (償還拡大分)
	三師会・病院協会等と調整				
	医療審議会諮問			・委託業者部屋確保 ・返送申請書等入力用基幹系PC確保	・委託業者部屋確保 (増加分) ・償還用(増加分)基幹系PC確保
	医療審議会				
		審査機関(国保連・基金)と調整			
9	民生部会	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生(未申告)一部負担金判定機能追加 ・一部負担金判定基準日機能追加 ・県補助金費用区分の管理項目追加 ・県補助金用統計バッチ処理の仕様変更 ・資格更新の仕様変更(一括出力更新判定修正) ・公費負担者番号・小児医療証仕様変更 ・オンライン資格管理画面修正 ・外字出力文字数変更 ・口座情報表示画面変更 ・保険情報エラー表記変更 等 		
10				・委託マニュアル作成	・制度改正後の契約方法調整(高齢・障害者支援課)
11				・仕様書、契約書(案)作成	・制度改正後の償還マニュアル作成
12		・審査機関と県内医療機関への周知方法調整			・仕様書、契約書(案)作成
1		・医療機関発送物に周知文同封	更新医療証のCSV出力修正・出力開始		
2		・HP掲載など	更新医療証(データ渡し、印字)封入封緘開始		
3	条例・規則改正	三師会理事会で周知	条例改後の消滅通知文の文面修正及び消滅・却下を停止機能へ修正	入札準備	入札準備
			所得超過者の抽出、申請証(勸奨通知)印字テスト及び検証		

令和6年度(2024年度)



子育て給付課職員対応

別契約の委託業者

第7回 戦略会議 議事録

令和5年1月19日

1 小児医療費助成事業制度の拡充について

【こども・若者未来局】

(1) 主な意見等

(市長) 町田市と八王子市は、岸田総理の異次元の少子化対策に関連して、東京都として月5,000円の給付や2歳児までの保育料無償化など、子育て世代に特化した施策があり、本市は町田市と八王子市と隣接しているため、非常に大きな影響があると認識している。横浜市と川崎市においても、川崎市は中学3年生へ対象年齢を引き上げ、横浜市はさらに所得制限と一部負担金を撤廃するとのことで、座間市や秦野市などでも同様の動きがあるが、本市としては一貫して、国に対して全国統一的な制度を要望していかなければならない。現状では近隣都市の制度拡充が進み、地域格差が生まれている。町田市、八王子市、横浜市、川崎市、そして本市における、令和5年度以降の実施状況についてを再度説明してもらいたい。

(こども・若者未来局長) まず、対象年齢について、町田市と八王子市は、来年度より高校3年生まで対象となる。川崎市が来年度より中学3年生までとなり、通院の場合は3市の対象年齢が揃う形になる。入院時も同様である。所得制限について、本市は現在1歳以上に児童手当と同様の所得制限があるが、横浜市と川崎市は、所得制限は無しとなり、町田市と八王子市は、中学3年生まで所得制限が無く、高校生には所得制限がある。つまり、4市は、中学3年生まで所得制限は無いという状況である。また、一部負担金については、通院の場合、本市は中学生から1回500円の負担があるが、横浜市は、一部負担金を撤廃し、川崎市は、小学4年生以上が1回500円の負担としている。東京都は小学1年生から、1回200円の負担である。

(市長) 例えば、町田市では高校3年生は入院時の自己負担が無いが、耳鼻科等のクリニックなどに行ったら200円負担するということが。また、調剤はどういう扱いになっているのか。

(子育て給付課長) 調剤は一部負担金は無しである。

(市長) クリニックに通院する場合は1回500円かかるが、調剤はかからないということか

(子育て給付課長) そのとおりである。

(市長) 市民から所得制限の撤廃を求める声をよく聞くが、こども・若者未来局の中では、対象年齢の拡大、所得制限の撤廃、一部負担金の撤廃のうち、どの意見が多いと認識しているのか。

(こども・若者未来局長) 所得制限撤廃の意見が最も多い。例えば片働き世帯の場合、その最も高額な世帯主の所得で、基準の範囲内なのかどうか判断しているが、共働き世帯で夫婦の所得を合算すると、その片働きの世帯主より所得は高くなるとしても、あくまで最も所得の高い1人の所得だけで判断するため、共働き世帯の内、高い方の所得が範囲内であれば小児医療費助成の対象となる。子育て世帯では、夫婦共働きでこどもを保育園に預ける傾向にあるため、そういった不公平感に対する意見が最も多い。所得制限も一部負担金も無しになるのが市民にとって最良だと思うが、中でも意見が多いのは、所得制限についてである。

(市長) その所得の高い人の所得額が、基準になるということか。

(こども・若者未来局長) そのとおりである。例えば、夫婦共働きで、夫の所得が510万円、妻の所得が500万円とした場合、510万円の夫の所得が基準になるので、助成の対象である。対して、夫の所得が1,000万円の片働きの世帯で、妻を扶養している場合は、助成の対象にならない。世帯の所得としては1,000万円と1,010万円

だが、1,010万円の世帯が助成対象になり、1,000万円の世帯は助成対象ではないという状況である。

(市長)それは本市独自のルールなのか。全国で統一されているものか。

(子育て給付課長)児童手当と同一の基準である。市民の声としては、圧倒的に所得制限撤廃が多い。1日に数件の問い合わせがある。

(市長)拡充に伴う影響額である約2億円について財源の内訳を説明してもらいたい。また、以前に中学3年生まで対象を拡大し、一部負担金が中学生からということで、近隣都市よりも充実していたが、ここに来て一気に抜かれているように感じる。財政局にも尽力いただいているが、例えば、2億円以上の負担になった場合、それが可能なかどうかについても説明してもらいたい。

(こども・若者未来局長)財源について、県の小児医療費助成制度の拡充により、県からの負担金が増額になるので、約1億4,000万円を見込んでいる。

(財政局長)財源について、この約1億4,000万円を充当しても、まだ不足している状況であり、行財政構造改革プランによりかなり縮減されたとは言え、まだ歳出超過が続いている状況を踏まえると、財源の捻出については検討が必要だと思われる。ただし、「未来に向けてやりたいことをやるために行財政構造改革プランを進める」という趣旨からすれば、社会保障施策等検討部会において社会保障費等の見直しを進めており、こうした全体の見直しの中でこの財源を生み出すという考え方がある。また、他にも施設の見直しなどにより、経常的な経費を縮減することで財源を生み出すというところでは、どの分野に注力するかなどの濃淡を付ける必要があり、財源の確保などについてしっかりした考え方がないと、これだけの財源を充てることについて説明をするのが難しいと考えている。

(森副市長)一部負担金について、通院の場合は1回500円とあるが、何日か通院しなければならない場合に、初診時は500円の負担ということで、本来の自己負担額よりも下回ることには十分に考えられるが、再診時は本来の自己負担額が500円未満であることが往々にしてあると思うが、その時は、一部負担金はいくらになるのか。

(子育て給付課長)再診時で500円以下だった場合はその額を負担していただく。一部負担金は最大500円までである。診療の際に、500円以上ならばその超過分を助成するが、未満であれば、その分はご自身で支払いいただく。

(森副市長)賛成ではあるが、場合によっては小児医療費助成の恩恵を被ることのできない児童もいると考えられる。1回当たりの一部負担金が500円までということであれば、2回目以降の通院の場合にも、医療費の自己負担が伴うという認識で良いか。

(子育て給付課長)そのとおりである。

(市長公室理事)県の制度拡充による約1億4,000万円の財源について、見込みというのはどういう意味か。先程の説明のとおりなのか。それとも、今後の県の動向によっては、約1億4,000万円という金額は、まだ固まっておらず、今後さらに引き下げられてしまうこともありえるのか。

(こども・若者未来局長)受診状況が基準になるため、県の制度拡充を本市の受診状況に照らした場合に示している金額が歳入として入る見込みであると考えている。例えば、受診人数が増えれば、本市の負担する費用も増加するが、その分県の補助金額も増加する。

(市長公室理事)財政局としても、妥当な見込みと考えているのか。

(財政担当部長)そのように考えている。

(市長公室理事)平成30年に対象年齢を拡大したときには、平成29年12月議会の民生部会で説明し、平成30年3月議会で条例改正しており、その間は3ヶ月だが、本提案におけるスケジュールでは令和5年9月議会の民生部会で説明し、6ヶ月後の令和6年3月議会で条例改正となっているのは、どういうことか。

(こども・若者未来局長)条例改正におけるパブリックコメントを実施するにあたり、いただいた意見についての検討期間を設けるために、6ヶ月間空けている。

(市長公室理事)平成29年にもパブリックコメントの制度があるが、何が違うのか。

(こども・若者未来局長)条例や計画の立案において、12月議会の部会で説明し、3月

議会で議決されて施行するというのが一般的だと思うが、それはパブリックコメントの意見についての検討期間を短縮していると思われる。

(市長公室理事) 前はパブリックコメントを実施しているのか。

(子育て給付課長) 総合計画の実施計画の中で同時にパブリックコメントを実施している。横浜市も同じ方法であり、中学生まで拡大するというのも、中期実施計画の中でパブリックコメントを実施しており、単独では実施していない。

(市長公室長) 一部負担金は非課税世帯を除いているが、均等割のみ課税世帯の扱いについて検討はどうなっているのか。

(こども・若者未来局長) 出来るか出来ないかで言えば、可能ではあるが、そこは考え次第だと考えている。現在は課税の有無を基準とする整理であるが、本提案では、その制度を変更することは考えていない。議論の中で、そうすべきだという意見があれば、検討しなければならないが、本提案としては、今まで通りである。

(市長公室長) 本年度には均等割課税世帯にも支援を実施しているので、考え方を合わせる必要がある。

(こども・若者未来局長) 市の施策として、免除や減額の制度について、全庁的に均等割課税世帯まで拡大するという流れがあるならば、当然その考え方に同調していく必要があると考えている。今後そういう流れになれば、その時に検討していく。

(総務局長) 「子育てするなら相模原」というスローガンを、本気で進めていくとすれば、一部負担金も撤廃する方が、インパクトもあり、本市の子育て施策の姿勢を示す意味でも良いと思われる。近隣都市も同じように、子育て施策として所得制限の撤廃、一部負担金が200円又は撤廃する、という中では、その必要性もあると考えている。ただ一方で、財源確保という点では、社会保障費の見直しによる財源の確保との説明だが、本当に社会保障費の見直しが出るのかという不安もある。実際に、どの施策の社会保障費を見直しすることができるのか、今ある施策から何億何千万円という削減をして、本件の財源を確保できるのか、そこが明確であれば、覚悟を持って取り組めるだろうが、今はただの表面的なイメージでしかないので、難しいと感じる。ただ、繰り返しになるが、「子育てするなら相模原」というスローガンを、市民や、市外の県民と都民に対して打ち出すのであれば、一部負担金500円は、随分とトーンが下がって、胸を張って言えるスローガンではないという気がしている。

(こども・若者未来局長) 本制度で議論できるのは、対象年齢、所得制限、一部負担金の3点しかない。エッジの効いた施策にするのであれば、対象年齢を18歳まで拡大し、所得制限と一部負担金を無しにする。それが最大限である。ただ、冒頭の市長の発言にもあるとおり、本来は国がやるべきものだとは認識しているが、例えば全市町村が最大限の施策を実施したら、それは国の制度となるのか、わからない。エッジを効かせるにも財源の確保が伴うが、まだ議論が尽くされたわけではないため、明確に示せるものはない。ただ、いずれにしても、本市としては子供を増やす方向性ではあるが、一般的には少子化が進行している中では、現在の助成額を上限に段々と減少していくであろう。

(財政局長) 例えば、東京23区並みの施策であれば約7億4,000万円の増額であり、10年で70億なので、これに踏み切るとすれば、こども・若者未来局だけで背負えるレベルではないので、どこに特化するのか、どこを抑えるのかが論点になると思われる。当初は原案でスタートするのが良いと考えている。これまでの議論を踏まえると、財政の観点からは金額が小さい方が良いが、金額が大きくなる場合には、何かを切り詰めて、ここに注力するというを前面に打ち出す必要があり、もっと全体で考えるべきである。

(こども・若者未来局長) 岡山県のある自治体では、議員と職員を減らし、他の部分も縮減して捻出している例もあり、当然扶助費を見直さなければいけないが、子育てに特化するために、どういうふうな舵を取っていくのかが非常に重要だと考えている。財源としては、全体として確保していくという言い方しかできないのが現状である。

(教育長) 調剤を除くとのことだが、自治体によっては調剤の一部負担金がないのか。他市と比較する中で、もし調剤の一時負担金に上限を設けた場合に、市の負担として財政的な影

響がどれだけあるのか、検討されているのか。

(子育て給付課長)神奈川県内で、調剤に一部負担金を求めている自治体はない。

(こども・若者未来局長)県内では一部負担金は無いということで足並みが揃っている。横浜市は通院については全く自己負担がなく、川崎市は調剤と非課税世帯除くということで、調剤について、どの自治体も自己負担はない。

(教育長)除くというのは、全く負担がないということか。全額市が負担しているということか。

(こども・若者未来局長)そのとおりである。調剤については、全く負担がない。これは県内自治体で統一されているような状況である。

(総合政策・少子化対策担当部長)これまでの少子化対策検討会議や決定会議での議論においては、原案に賛同している。先ほど最大限という説明のあった東京23区と同等の施策が約7億円とのことだが、町田市と八王子市では高校生に所得制限がある。対象年齢を高校3年生まで拡大し、高校生は所得制限ありとした場合、影響額はどれくらいか。また、その案は検討されているのか。

(こども・若者未来局長)資料には示していないが、事案担当課で試算している。あくまでも見込みになるが、約3億9,300万円が現行の制度より増額となる見通しである。

(総合政策・少子化対策担当部長)所得制限、一部負担金、対象年齢という三つの中で、優先順位については、これまで議論したの中では原案が最も近いかと思うが、この部分についても議論をする必要があると思われる。

(こども・若者未来局長)先ほどの約4億円っていうのは、今と同じ一部負担金が500円の場合であり、例えば町田市と同じように一部負担金を200円とすると約4億6,000万円である。これは、高校3年生まで所得制限を撤廃した場合と同等額である。

(森副市長)それは、中学3年生まで一部負担金の上限額を200円にした場合ということか。

(こども・若者未来局長)中学1年生から高校3年生まで一部負担金200円として試算している。小学生の一部負担金は計算していない。金額を下げて、小学生から一部負担金を取るとなると、新たな負担を求めることになるので、そこについては町田市と八王子市と異なる。500円の一部負担金を高校3年生まで対象とした場合は、約4億円であるが、200円の場合は、約4億6,000万円である。

(隠田副市長)本制度は、一般的には対象者数が減ってくるので将来的には支給額が減ってくると考えられるが、何か試算はしているのか。

(こども・若者未来局長)決算の推移では、流行り病があった年や、近年では新型コロナウイルス感染症があるので変動している。当初予算を積算する中では、やはり子供の数が減ってる分が減っている。

(隠田副市長)示されてる金額が単純に上乘せになるというよりは、少しずつ減っていくことから、将来的にはその増加額が段々に回収されていくという構造になるということではないか。

(こども・若者未来局長)そういう状況は避けたいと考えているが、現在の推計では当然右肩下がりが必要額は減少していく。そういう意味では、子供が増えて、助成の費用が増えるというのは、好ましい状態であると思われる。季節性の感染症の問題など変化があるので、決算では波があるのが事実である。

(隠田副市長)これまで、所得制限、一部負担金、対象年齢について議論してきたが、医療関係団体からは、この制度について、何か意見や要望はあるのか。

(子育て給付課長)医師会からは所得制限の撤廃について要望が出ている。

(隠田副市長)一部負担金については、撤廃すると医療にアクセスしやすくなるという面と、安易に医療機関にかかってしまうために医療機関が負担が大きくなるという面があると思うが、何か意見はあったか。

(子育て給付課長)その考え方には諸説あると認識している。医療費負担が受診頻度に影響がないという意見も、影響あるという意見もあり、国の機関の中にある審議会において

も、感染症が拡大してしまうため無料でも診察が増えないという意見があれば、いわゆるコンビニ受診が増えてしまうという意見もある。医師会の中でも、様々な意見がある。

(隠田副市長) 所得制限の撤廃を求める意見が医療機関からも多いということか。

(子育て給付課長) そのとおりである。

(隠田副市長) 年齢拡大については何か意見はあったか。

(子育て給付課長) 年齢拡大については特に意見はない。とにかく所得制限の撤廃に関する意見が多い。

(隠田副市長) この小児医療費助成を拡充すると、国民健康保険の交付金にも影響があるが、確認したところでは小児医療費の部分では大きな影響ではないと伺っているが、所管課でも影響については、確認をしてもらいたい。

(大川副市長) 全体的な印象としては、制度改正が令和6年10月、対象年齢が中学3年生まで、所得制限の撤廃をするとのことで、「子育てするなら相模原」という観点から見れば、様々な意見があるだろうというのが率直な印象である。ただ一方で、多額の財源が必要であり、行財政構造改革プランにおいて社会保障施策等の見直し、扶助費の見直しを進めている中では、子育て施策を推進していきたいと思いと、財源の兼ね合いを考えなければならない。小児医療費助成は、子育て支援施策の重点施策であり、そういう中では様々な意見があるだろうと思うが、子育て支援施策は小児医療費助成だけではない。他のところでエッジの効いた施策を実施できれば良いと考えている。この差額である2億円ないし3億円があれば、他の多くの施策を実施できると思うが、一度助成制度を拡充すると、縮小はできないので、今後固定費としてこれだけの経費が掛かることを踏まえると、しばらくは中学3年生までを対象とし、他の必要な子育て支援施策を手厚くして、様子をみながら、必要なときにさらに拡充させれば良いという意見である。

(市長) 岸田総理が施政方針演説で、異次元の少子化対策の中身を示されるようなので、そこも注目していきたい。また、本市の転入転出者1位が横浜市であり、転入転出者2位が町田市であり、近隣他市の動向を注視していかなければいけない。この場でも様々な意見が出て、「子育てするなら相模原」と私も常々言っており、大川副市長の発言のとおり、本施策でエッジを利かせながらも他の施策を打ち出す必要があるが、ひとまず所得制限の撤廃は時流であり、医師会からも、そして市民からも意見があるので、ここはマストだと感じている。あとは高校生まで拡大するのか、一部負担金をどうするのか、財源の確保は非常に重要であるが、こども・若者未来局と財政局と市長公室で、こういった形が最良なのか、さらに検討してもらいたい。

(隠田副市長) ここで結論出さずに議論したいのが、令和6年の途中からというのが本当に良いのかどうか。スピード感がなく、他市はより遅れているのは何故なのかという気持ちはある。

(こども・若者未来局長) 期間は1年半を要するが、横浜市も実際には年度当初から進めて、来年の8月になる予定である。本市に市立病院もない中では医師会との調整も必要であり、請求事務なども医師会にやっていただく部分もある。あとは、審議会に諮問答申して、その後は市議会との調整になる。また、4月は転入転出が多く、子供のいる家庭が一番動く時期であり、制度を変更するのは、事務作業の観点から避けたいところである。もう一つは、年次更新という中で、子供の誕生日によってずれてしまう家庭がないようにしたいという思いもあり、そこは横浜市と川崎市と合わせたい。それを考慮すると10月になってしまうが、スケジュールについて改めて検討したい。

(市長) 本市は遅いなというイメージがあり、横浜市も元々温めていたものを打ち出したのかもしれないが、市長交代してから、ものすごい早いスピードだと感じている。3つのゼロの一つであるが、スピード感があり、そういう意味では本市は、遅いと感じるので、もう少しスピード感を持って取り組んでももらいたい。

(隠田副市長) 方向性として中学3年生までの所得制限撤廃に異論はあるか。

(隠田副市長) 異論は無いようなので、この戦略会議では、中学3年生までの所得制限撤廃

については、方向性として承認する。しかしながら、さらに高校3年生まで拡大するなど、さらなる拡充について、指示のあった3局で議論をお願いします。本件は、継続審議とする。

(2) 結 果

○継続審議とする。

以 上